

平成30年11月8日に公告した「宮原運動公園暫定野球場施設整備工事〔宇都宮市陽南4丁目〕」の一部を次のとおり改正したので、公告する。

平成30年11月12日

宇都宮市長 佐藤 栄一

算定基準（実績評価方式）を別紙のとおり改正する。

工事（業務委託）費内訳書

「技術評価点算定資料一覧表 実績評価方式（ほ装系）専用」を

「技術評価点算定資料一覧表 実績評価方式（土木系）専用」に改正する。

算定基準（実績評価方式）

工 事 名：宮原運動公園暫定野球場施設整備工事

工事場所：宇都宮市陽南4丁目

1 価格点と技術評価点の配点は、次のとおりとする。

ア 価格点	80点
イ 技術評価点	20点

2 技術評価点は、入札者が提出した評価項目算定資料（添付書類も含む。）により、下記の表に基づいて算定した評価点の合計とする。

評価項目	配点	評価基準	評価点
(1) 宇都宮市及び宇都宮市上下水道局発注工事の工事成績評定点 過去3か年度（公告日の属する年度を含まない）に検査室及び技術監理室が検査を完了した工種毎の工事成績評定点（特定建設工事共同企業体の構成員としての評定点を含む）の平均値（小数点第2位以下切捨て）により評価する。	5.0点	75点以上	5.0点
		67.0点以上75.0点未満 下式により算定する 評価点＝平均値／2－32.5 （小数点第3位以下切捨て）	4.95点 ～ 1.00点
		67点未満又は 工事成績評定点なし	0点
(2) 同種工事施工実績 過去に同種・類似工事を施工した実績により評価する。（同種工事は3に示すとおり。） 特定建設工事共同企業体による工事は、各構成員の工事実績として扱う。	2.0点	元請実績あり	2.0点
		一次下請として実績あり（同種・類似工事の条件を満たす）	1.0点
		一次下請として実績あり（同種・類似工事の条件を確認できない）	0.5点
		実績なし	0点
(3) 優良工事表彰状況 過去5か年度（公告日の属する年度を含む）における下記の優良建設工事表彰の受表彰の有無により評価する。 特定建設工事共同企業体での受表彰は、各構成員を評価する。 なお、複数の受表彰がある場合は、最も近い年度の受表彰のみを評価する。 ①宇都宮市長又は栃木県知事表彰 ②栃木県内で施工した国土交通省発注工事での関東地方整備局長表彰 ③栃木県内で施工した国土交通省発注工事での事務所長等表彰又は栃木県発注工事での事務所長等表彰	1.0点	受表彰あり	1.0点
		受表彰なし	0点
(4) 建設業労働災害防止協会への加入 開札日現在における建設業労働災害防止協会への加入の有無により評価する。	0.25点	加入済	0.25点
		未加入	0点
(5) 配置予定技術者の同種工事施工実績 配置予定の技術者が同種・類似工事において「監理（主任）技術者」又は「現場代理人」として担当した実績により評価する。（同種工事は3に示すとおり。）	3.0点	実績あり	3.0点
		実績なし	0点
(6) 配置予定技術者が有する国家資格等 配置予定の技術者が有する資格により評価する。（詳細は4に示すとおり。）	1.5点	技術士・一級建築士又は当該工事区分による一級国家資格者等	1.5点
		二級建築士又は当該工事区分による二級国家資格者等	0.5点
		資格なし	0点

(7) 若手技術者等の配置 開札日現在における配置予定の「監理（主任）技術者」及び「現場代理人」が35歳以下の国家資格等を有する者又は実務経験10年以上の者、若しくは「監理（主任）技術者」及び「現場代理人」が36歳以上の国家資格等取得後5年以内又は実務経験5年以上10年以下の技術者を評価する。	0.5点	配置あり	0.5点
		配置なし	0点
(8) 継続教育学習制度への取組み状況 開札日現在において、配置予定技術者が受講した実績（5に示す団体の証明があるもの。）を評価する。	0.5点	実績あり	0.5点
		実績なし	0点
(9) 配置予定技術者の宇都宮市及び宇都宮市上下水道局発注工事の工事成績評定ポイント 配置予定技術者が「監理（主任）技術者」又は「現場代理人」として担当した過去3か年度（公告日の属する年度を含まない）に検査室及び技術監理室が検査を完了した工種毎の工事成績評定ポイントの平均値（小数点第2位以下切捨て）により評価する。	3.0点	75点以上	3.0点
		67.0点以上75.0点未満 下式により算定する 評価点=平均値/4-15.75 (小数点第3位以下切捨て)	2.97点 ~ 1.0点
		67点未満又は 工事成績評定ポイントなし	0点
(10) ISO又は事業所版環境ISOの取得状況 開札日現在有効なISO9001又はISO14001、事業所版環境ISO（エコアクション21又はエコうつのみや21）の認証取得の有無により評価する。 ISO14001と事業所版環境ISOの双方を取得している場合は、ISO14001のみ評価する。	1.0点	ISO9001, ISO14001 双方の認証取得あり	1.0点
		ISO9001, 事業所版環境ISO 双方の認証(認定)取得あり	0.75点
		ISO9001, ISO14001 いずれか認証取得あり	0.5点
		事業所版環境ISO 認定取得あり	0.25点
		取得なし	0点
(11) 宇都宮市まちづくり貢献企業認証制度の認証取得状況 開札日現在における宇都宮市まちづくり貢献企業認証制度認証取得の有無により評価する。	1.0点	取得あり	1.0点
		取得なし	0点
(12) 重機保有状況 開札日現在有効な経営事項審査における「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」に記載された「建設機械の所有及びリース台数」により評価する。	0.75点	5台以上	0.75点
		2台～4台	0.5点
		1台	0.25点
		0台	0点
(13) 技術職員数 開札日現在有効な経営事項審査における「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」に記載された工種毎の「技術職員数」により評価する。	0.25点	10人以上	0.25点
		5人以上	0.15点
		5人未満	0点
(14) 市内業者の施工割合 当該工事における市内業者の施工割合を評価する。	0.25点	90%以上	0.25点
		50%以上90%未満	0.12点
		50%未満	0点

3 技術評価項目における同種工事は、次の条件に該当するものとする。

下記の条件をすべて満たすものを評価する。

発注者 : 国, 地方公共団体, 特殊法人等, 都道府県出資公社
完成引渡し : 平成 20 年 4 月 1 日以降
工事種別 : グラウンド・コート舗装工
施工規模 : 面積 6, 300 m²以上

4 評価対象となる配置予定技術者の国家資格等は、次の条件に該当するものとする。

一級国家資格等… 1 級建設機械施工技士, 1 級土木施工管理技士, 技術士「建設部門」, 「総合技術
監理部門(建設)」, 1 級舗装施工管理技術者
二級国家資格等… 2 級建設機械施工技士(第 1 種から第 6 種), 2 級土木施工管理技士(土木), 2
級舗装施工管理技術者

5 評価対象となる受講実績は、当該工種にかかる受講実績(上記 4 に示す配置予定技術者に関するもの)で、次の団体のいずれかの証明があるものとする。

- | | |
|-------------------------|-----------------------|
| ・一般社団法人 全国土木施工管理技士会連合会 | ・公益社団法人 日本造園学会 |
| ・公益社団法人 日本建築士会連合会 | ・公益社団法人 日本都市計画学会 |
| ・公益社団法人 日本技術士会 | ・公益社団法人 農業農村工学会 |
| ・公益社団法人 空気調和・衛生工学会 | ・一般社団法人 日本建築士事務所協会連合会 |
| ・一般社団法人 建設コンサルタンツ協会 | ・公益社団法人 日本建築家協会 |
| ・公益社団法人 地盤工学会 | ・一般社団法人 日本建設業連合会 |
| ・一般社団法人 森林・自然環境技術者教育会 | ・一般社団法人 日本建築学会 |
| ・一般社団法人 全国上下水道コンサルタント協会 | ・一般社団法人 日本建築構造技術者協会 |
| ・一般社団法人 全国測量設計業協会連合会 | ・一般財団法人 建設業振興基金 |
| ・土質・地質技術者生涯学習協議会 | ・公益財団法人 建築技術教育普及センター |
| ・公益社団法人 土木学会 | ・一般社団法人 建築設備技術者協会 |
| ・一般社団法人 日本環境アセスメント協会 | ・一般社団法人 電気設備学会 |
| ・公益社団法人 日本コンクリート工学会 | ・一般社団法人 日本設備設計事務所協会 |

6 評価項目審査申請書の添付資料の取扱い

配置予定技術者を 1 名に特定できない場合、複数名とすることができる。この場合においては、配置予定技術者について提出を求める算定資料は、すべての配置予定技術者について提出すること。また、評価点については最も低い評価を受けた配置予定技術者の点数を用いるものとする。

また、評価対象とする技術者は、「監理(主任)技術者」又は「現場代理人」として配置された者のみとし、工事カルテにおける「担当技術者」は、その表記のみでは評価対象としない。

7 総合評価落札方式の採用に係る特記事項

本工事は、総合評価落札方式により落札者を決定するため、下記の項目について遵守すること。

- (1) 受注者の責めにより、市内業者の施工割合について誓約書の内容が履行されない場合は、工事成績評点を減ずる措置を行う。工事成績評定の減点は、最大 2 点を減点する。
- (2) 前項により減点を受けた者は、次回工事の入札参加の際に不適格者として扱われることがある。